

京都市会訓令甲第1号

市会事務局

市会事務局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

京都市会議長 繁 隆夫

第3条第11号中「京都市個人情報保護審査会」を「京都市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(市会事務局総務課)